

統一

第一百六十號

目次

佛陀觀に就いて (三)
 當 體 義 抄 (五)
 三 實 論 (二)
 公 開 狀 況
 佐 渡 靈 蹟 紀 行 (一)
 宗 務 應 錄 事
 華 報
 教 學 財 團 公 告

本 多 日 生
 坂 本 日 桓
 般 舟 生
 紀 野 俊 耀
 川 崎 英 照

佛陀觀に就いて (其三)

本多日生

(4) 倫理的源泉

佛陀は、哲學的基礎の上には、真理の体现者として健
 存し、宗教的對象の方面には、慈悲の濟度者として活
 動し給ふのであるが、更らに倫理的方面より拜します
 れば、正しく主師親の大恩者にして、倫理の源泉をな
 せるものであります

倫理の思想は、近來東西文明の交渉によりて、甚だし
 き混亂に陥りたるやうてありますが、若し慧眼を開い
 て達觀すれば、倫理の源泉は、決して時の古今や處の
 東西に由りて變更動搖すべきものではありません、一
 言にして云へば、倫理の根底は、絶對的大慈悲に存
 するのであります、所謂宇宙法界を達觀して、そこに
 本來道徳的大規律の存することを認めねばならぬ、
 この宇宙法界を認むるに、抽象的の理体を根本とし
 り、又は自己の實在と向上とを忘れたりするものは、

無論倫理の根底が定まるものではありませんが、自己の
 實在と向上とを信する上に、この宇宙法界には、大慈
 大悲の佛陀の常在を認めねばならぬ、この自
 己の無限に向上する眞生命と、佛陀の絶對の、慈悲と
 相應するを認め、温かき美つくしき宇宙の實相を認
 むるに於て、こゝに倫理の源泉は見出さるゝのである
 快樂主義と云ひ、功利主義と云ひ、忠孝主義と云ひ、
 社會主義と云ひ、又た個人主義と云ひ、國家主義と云
 ひ、種々の議論がありますけれども、實在の觀
 念を定めず、自己の永遠に向上することを知らず、
 又た佛陀の如き無限の存在者が常恒不斷の大慈悲を興
 へ給ふことを認めないでは、何れの主義も之を推究
 してその根底を築かんとするに至りて、そこに不確實
 にして方便的の弱點が存するに氣付くのであります、
 故に人道を論せんとするには、必らず天道を問ふに至
 り、又た天道は之を天命と云ふて日月と云はずと申し
 て、絶對的神聖の力を認めしめんとして居るのであり
 ますが、この漠然天道と稱せしものは、即ち法として

(1)

見れば實相、活物として見れば佛陀でありませす、況して法の實相と人の佛陀と合一して人法不二の佛陀を認め、その佛陀が真理の体现者にして、慈悲の濟度者たるを認むるならば、これを絶対的神聖の力の源泉であつて、やがて倫理的にもその根底となり源泉となることを會得せらるゝであらう

この意義、則ち佛陀は倫理的源泉なりとの意義を、尤も包括的に、且大膽に喝破し給ひしが、聖日蓮の開目抄である

夫れ一切衆生の尊敬すべきもの三あり、所謂主師親是れなり、又た哲學すべきもの三あり、所謂儒外内是れなり(編輯)

開目抄の冒頭に標示し給へるこの聖語は、上人が冷靜なる研鑽より來る大知見と、熱烈なる確信より出た大慈悲との結晶であつて、この意義が日蓮教學の眞生命を爲して居るのである、予は上人が哲學的に本佛の常住を論證し給ふ方面よりも、寧ろこの倫理的に佛陀の最上歸依者たる所稱を教示し給ふ方面を以て、本

時は、何事もろの根底が不確實に陥るの弊を免がれな、故に先づ自己が實在者である本体を有すること、この本体は無限に向上して遂に佛陀と成り得ること、則ち汝等修行菩薩道當得作佛の主義を体認せねばならぬ、この自己の實在性と向上性とを体認したる已上に更らに佛陀が常恒不離に我等の向上を助けて慈悲の手を下し給へることを併せて信知せねばならぬ、されば四恩には、各々中心ありて甲乙輕重を定め難きは云ふまでもなし、否調和的活動を要旨となすものであるが面かも今嚴格なる意義に於て倫理の唯一の根底最高の源泉を問はば、三世實在の自己と離れざる三世常恒の大慈悲者の結合に於てその基礎を築かねばなるまい、故に自己の無限の向上と、佛陀常住の護念、この本願應を以て倫理の源泉と信せねばなるまいと思ふ

この本願應を信じて、之を倫理の唯一の根底最高の源泉となさば、この大主義の確立より、四恩の調和的活動は導かれ、百般の善徳は扶殖せられ、涵養せらるゝのである、自己を没却して卑屈なる服従と犠牲とを強

化獨得の最高教義として信伏渴仰に堪へるのであります

佛陀の道德觀が報恩的主義を基礎とせることは、今更ら喋々を要せぬことでありませすが、彼の四恩と云ひ、六恩と云ひ、何れも報恩的の主意に外ならぬので、父母の恩、國王の恩、衆生の恩、三寶の恩と云ふも、この四者は只所對を異にするより名目を別にするまでのことであつて、家庭中心の上よりせば、父母生育の恩を報ずべく、國家中心の上よりせば、國王保護の恩を報ずべく、社會中心よりせば、衆生相扶の恩を報ずべく宇宙中心よりせば、三寶護念の恩を報ずべし、斯くの如くにその考察の範圍を異にし、所對を別にするため、四個の名目を列ねたるも、畢竟一つの知恩報恩の主意を以て貫いて居るのであつて、その所對は異なるとも之を實行する上に於ては、調和的に活動すること勧め給ふて居るのである

この調和的活動を貴むは無論のことであるが、前にも云へる如く、吾人は實在觀念を基礎として考察せざるゆる倫理觀は、無論價值あるものでない、又た縱し自己の貴重なるを認め向上の主意を贊するとも、切りに獨尊自洽の心を生じて絶大なる佛陀の常護を信せざるに於ては、完全なる倫理を實現することは出來ぬであらう、聖日蓮の開目抄の眞意を拜するに

俱舍、成實、律宗は、三十四心斷結成道の釋尊を本尊とせり、天尊の太子迷感して我身は民の子とあもふがごとし、華嚴宗、眞言宗、三論宗、法相宗等の四宗は大乗の宗なり、法相、三論は、勝應身に於る佛を本尊とす、大王の太子我父は侍とあもふがごとし、華嚴宗、眞言宗は、釋尊を下して盧舍那、大日等を本尊とさだむ、天子たる父を下して種姓もなき者を法王のごとくなるにつけり、淨土宗は、釋尊の分身の阿彌陀佛を有縁の佛とあもひて、教主釋尊をすてたり、禪宗は下賤の者一分の徳あて父母をさぐるがごとし、佛をさげ經をくだす、此皆本尊に迷へり、例せば三皇已前父母をしらず、人皆禽獸に同せしがごとし、善量品を知らざる諸宗の學者、畜生

に同じ不知恩の者なり
 と教誡し給ひてある、この聖語を熟思せよ、太子と云へるに於て、自己の尊高と向上とを意識せしめ、我父と云へるに於て、實在統一の本佛を信知渴仰せしむるのであつて、斯く内外両面より本感應を教へ給ひつ、この本感應を信知せざるを指して不知恩の者と呼び、倫理的の基礎を破壊するものとして、嚴誡を下し給ふたのである

前々に述べたる哲學的方面より見たる生身即法身の佛陀たる大聖釋迦牟尼佛は、正に本感應の本主であつて一切衆生の爲めには、眞の主師親の三徳を具へ給へる大恩者である、この大恩を感受するに於て、こゝに倫理の源泉は開かれ、道風徳香一切に薫するに至るのである

今此の三界は皆是れ我有なり、其の中の衆生は悉く是れ吾子なり、而かも今此の處は諸の患難多し、唯我れ一人のみ能く救護を爲す(法華經譬喻品 卷一三〇)
 汝諸人等は皆是れ吾子なり、我は則ち是れ父なり、

佛は人天の主、一切衆生の父母也、而も開導の師也、父母なれども賤き父母は主君の義を兼ねず、主君なれども父母ならねばをろしき邊もあり、父母主君なれども師匠なる事はなし、諸佛は又世尊にて御坐せば主君にて御坐せども、娑婆世界に出てさせ給はざれば師匠にあらず、又其中衆生悉く吾子とも名乗せ給はず、釋迦佛獨り主師親の三義を兼ね給へり(新約抄、卷一三三)

(5)
 この上人の慈訓は、我釋迦佛の三徳具足を稱揚して異執邪見の輩を誡め給ひたのであります、その他、類文極めて多く、聖語録の一二九頁已下に、その適文を編纂して置きましたから熟讀せられよ、この三徳具足の佛陀は、正しく生身即法身の佛陀たる我本佛釋尊であるとの意識を尤も正確に定めねば、佛教の倫理觀に於ける源泉根底が動搖して、一切の倫理は甚だしき混亂に陥るのであります、村上博士等が佛教の倫理は報恩主義であると主張せられつゝ、その報恩の對手たる佛陀に就いて、釋尊を去つて他土述佛の彌陀を執せら

汝等累劫に衆苦に燒かる、我れ皆濟拔して三界を出てしむ(全上)

我も亦爲れ世の父、諸の苦患を救ふ者なり(全卷品 卷一三一)
 この法華經の明文こそは、佛陀が主師親三徳の大恩者なることを、尤も鮮明に、能く周足して、示し給ひし聖語であります、而してこの聖語に依れば、その三徳の主は、無論我釋尊なること明白にして、一點の疑議異争を容るべき餘地はないのであります、されど中世佛教の研究が軌道を逸して、生身と法身とを分離し、釋尊を賤みて他佛に信仰を捧ぐるが如き失態を演じ、而かも斯かる謬見を樹立して宗派を開創する者さへ生ずるに至りまして、我日蓮上人の御出現の當時に於てましては、斯かる謬見を抱けるものが勢力を占めて居る淺間敷光景でありましたから、上人は法華經の明教を掲げて、その謬見を教誡し給ふたのであつて、その御主張は、内に佛教の正系を發揮すると同時に、我等衆生の倫理の源泉を明かにして、本感應の妙旨を宣傳し給ふたのである

るるは、透明を欠いて居ると云ふか、法我見と云ふか、先入主と云ふか、何だか怪訝に堪へぬ次第であります、我慈父の諱日を他佛に替ふるは、孝養の者なるか如何、善量品に云く、我も亦爲れ世の父、狂子を治せんが爲めの故に、と云云(法華經譬喻品 卷一三一)

上人が佛陀論にこの倫理的活説あることは、我等の深く肝銘すべき所である、佛陀論の哲學的基礎に於て生身と法身を隔離せる謬見と、宗教的對象に於て本有の大慈と隨世間の慈悲を感受する能はざる執情は、無論慍むべきであるが、特にこの倫理面に於て、三徳の本主を逸して他佛に向へる反逆的思想は、大なる罪惡であつて、こゝに倫理的罪福觀よりして強烈なる折伏の慈教は突破し來るのであります、法華經に俗諦開會を明して、俗間の經書、治世の語言、實生の業等を説かんと、皆正法に順せんと説かせられしは、この本感應の倫理の根底を握りて後は、人事百般の事皆徳化せられて、美なる社會を現出し、寂光の面影を此の土に來たらし、實士の相貌との國に影現し

て、世は穢穢穢の代となり、人は鼓腹法悦の民となり、道風そよめき徳香薫ほる淨國を現出すべきを教へたのである、又た優婆塞戒經に、三寶に歸依せざる世戒は、死に至りて悔ひあるのみならず、その倫道は恰も彩色に麗なきが如く、時に境遇と事情とによりて動搖し劍落するものである、佛陀に對する絕對の信仰を基礎として起れる道義ならば、深き根柢を有し、尊と意義を生じ、如何なる人世の變遷に遭ふとも決して動搖しない、畢命までも守持することが出来て、死に至りて益々光輝を放つものである、との意を示されて居る、眞の倫理觀は、基礎をこゝに築かねばならぬ、前來述ぶるが如く我佛陀が三德具足の實在的本佛なるに於て、倫理的源泉たることが會得せられたであらうと信する(次續)

當 牀 義 抄(五)

齡八十四老比丘 坂本日桓 講義
大強精進經同共二字習相傳也、法華經同共信

の三句十三字の文を消釋せば、日蓮が大強精進經に説きたる同共の二字に就き、經卷を開き習學して唯以一大事の法門を相傳したるのて有る、委くは下に於て辨明せんと略述したる判文に有る、次に法華の下の三行七字を消釋せば、次ぎ上にて述たる經卷を開き習學して一大事の法門を相傳したりと申は、法華經本門壽量所顯の事の一念三千神力結要の妙法五字に同共し信念口唱する行者は、無始本有無作三身妙法當轉の蓮華佛を證得したる者て有る、此の妙法に不同共の念佛、眞言、禪、律等の有るとし所有八宗、十宗等の僧俗男女は、本有の佛性、無作三身即一の事法身如來の模範に背く宗宗の人々なれば、妙法蓮華經の當轉に非ずして大阿鼻地獄の當轉を得たる者なりと、日蓮は開述顯本唯本一部の法華の經卷を習學して相傳したる者なり、と判したる妙判に有る、宗祖自ら當妙判に於て、經卷相承の宗旨宗義を名乗給ひたるも辨へずして、一致者流の輩が我開祖に對し日祐が口決不相傳ゆへ、日什僻見を起したるなり杯と罵るこそ、片腹痛き惡口なり、

者妙經轉也、不同共念佛者等、佛性法身如來背故、非妙經轉也、利根菩薩正直捨方便、不修次第行、若證法華、時衆莫悉具足、是名一乘衆生也、案此等文意、三乘五乘七方便九法界四味三教一切凡聖等、不可名大乘衆生妙法蓮華當轉也、設非佛權教佛不可付佛界名言、權教三身未免無常故、何況其餘界名言乎、故正像二千年國王大臣、末法非人尊貴也釋此意也文

此の九行の妙判の文は、分つて四ツ、初の三句十三字は、略して同共の二字に相傳有る旨を通し、二に法華の下三行七字は、委く相傳の旨趣を通し、三に案此等の下の四行の文は、顯本法華信仰の行者の外一代聖教の行者、當轉の蓮華佛に非ざる事を明す、四に故正像の下の一行の文は、顯本法華の行者を稱讚して結釋す以上分文、是より消釋して聽せませす、此の妙判は、吾宗祖開顯の佛知見を以て、一代聖教を蓮華佛の經と、非蓮華佛の經と、二經に分判したる妙判に有る、偕て初

日好が當妙判を偽書に陥し入らしめんとしたるも、一には此の邊の氣遣も有らんかと思はる、一致者流のみならず、各派ともに口決相承あり杯と罵ること、教外別傳の魔宗なる者て有る
次に利根菩薩の下の文を消釋せば、利根、鈍根の二種の菩薩を判したるは他事なし、當轉の蓮華を證知したる名字信行の我等を指して利根菩薩と名く、彌勒菩薩が本門涌出品に於て、未法の名字信行の我等を新發意菩薩と申されたるは其證據に有る、當轉の蓮華を證知せざる人は、文殊普賢といへども鈍根菩薩に有る、今の妙判の意は、滅後末法の名字信行の利根の菩薩は、正直に壽量顯本已前の轉外の透門等の方便權教を備ひ捨て、眞の事の一念三千十界互具を説かざる不具足道の隔歴未融の次第行を修行せず壽量顯本の妙法を修行す、若本佛の釋尊壽量品を説き給ひたる時、十界の當轉を妙法蓮華經と名づけ奉る理由を證知したる時には、名字信行の人の當轉に十界の衆衆を悉く具足したる當轉蓮華佛の人を、唯一佛乘の衆生と名けたると判した

る文て有る

次に案此等の下の文を消釋すれば、此等文意、と云ふは、上に引用したる涅槃經、大強精進經、并に南岳大師の四安樂行の文等を指して、此等と申したて有るさて上に引用したる經釋の文意によつて案するに、先在世に約すれば、三乘(聲聞、緣覺、菩薩)五乘(三乘に人聞、天、阿羅漢、阿含、方等、般若、及び餘の法門在坐)七方便(人聞、天、阿羅漢、阿含、方等、般若、及び餘の法門在坐)九法界(法界を餘の法界)四味(味の法味、方等の生滅味、妙)三教(通判の三教なれども、前前の三教は別)一切凡若の法味、(三教)に攝せらるゝ故に、實は四教有る一切凡聖等(前前の華嚴、阿含、方等、般若、及び餘の法門在坐)此等の衆生は佛性事法身如來の妙法に背くが故に、大乘の衆生妙法蓮華の當鉢と名くべからず

次に設雖佛の下の文を消釋せば、上に辨したる所化の人のみ獨り當鉢蓮華の人に非ず、能化の佛も當鉢の蓮華佛ではない、如何となれば、法華蓮華門並に爾前の經々に於て、妙覺果滿の佛なりと名乗と雖ども、有名無實の蓮華にして水月の實鉢なきが如く無常生滅の佛にて、本有常住無作三身の天月の如き實鉢有る當鉢蓮華佛の名言をば付く可からず、故に山家大師、守護章に

尊貴の妙法當鉢、蓮華佛、非ず、然るに幸の中の幸なる人々は、未法今時は法華本門壽量所顯三大秘法の妙法廣宣流布の時なり、此の時に生を受けて此の妙法を信念口唱したる人々は、極めて賤しき非人を食鉢の輩も、無始本有、無作三身、妙法當鉢の蓮華佛なれば、正像二千年の間に生れて權教方便無得道非蓮華佛の經々を信仰したる國王大臣よりも尊貴なる者なり、と稱歎して結釋したる妙判に有文す、次に釋此意の一句四字を消釋せば、上來取意して引用したる天台妙樂、傳教大師等の釋は内蓋に約すれば、正像二千年、國王大臣、末法、非人、尊貴也、日蓮が申したるは、此の意味の釋て有ると結釋したる宗祖の御辭て有る、然るに日講が啓蒙に、此ノ釋、本據未見ニ的ニ文ト云ふて、宗祖の御辭なるを辯せず、大論の文を引き類例したるは、木に竹を接よりも甚しき非例なり、博識と稱せらるる日講、斯の如き見易き御辭だも會通する事能はず、何に況や宗教宗旨の大事の妙判に於て毫も會通する事能はず、一もなく二もなく本迹一致と會通して一生涯天

釋して云く、權教の三身未免無常と申されて有る(天師の内蓋に約して、未法本已明)能化の佛、已に有名無實の本無今有の迹佛にて、無始本有の當鉢の蓮華佛に非ず、何に況や其餘の所化の九界の衆生に、無始本有の當鉢の蓮華佛の名言は決して付け得べき者には非ずと判じたる文て有る

△故正像二千年、國王大臣末法、非人尊貴也釋此意也、文此の四句廿一字は、本宗の信者を讚歎稱美して、前の在世、滅後の判釋の文を結釋したる妙判に有文す、今此の文を消釋せば、佛在世は本門壽量顯本の説顯れ畢りぬれば、靈山一會の大衆、悉皆無始本有無作三身妙法當鉢の蓮華佛を證得して所顯具足心大歡喜したれども不孝の中の不幸なる人々は、正像二千の間に生を受けたる衆生て有る、如何となれば、此の時代は小乘、權大乘、實大乘の法華蓮華門の流布の時にして、本門壽量事の一念三千三大秘法の妙法流布の時非ず、然れば其時の國王大臣等は皆悉く權教、方便無得道、非蓮華佛の經々を信仰したる者なれば、無始本有無作三身た

台の書物箱を擔ぎ歩きたるは、御苦勞千萬て有る、且つ悲哀すべき者て有る

所詮妙法蓮華經當鉢者、信法華經日蓮弟子檀那等、父母所生肉身是也、南岳釋云、一切衆生具足法身、與佛一無有異、是故法華云、父母所生清淨常眼耳鼻舌身意亦復如是、文又云、問云、何經中說眼等諸根名爲如來、答云、大強精進經中、衆生與如來同一法身、清淨妙無比、稱妙法蓮華經、文文雖有他經、下文顯已通得引用也、正直捨方便、但信法華經、唱南無妙法蓮華經、人煩惱、業、苦、三道、法身、般若、解脫、三德轉、三觀三歸、即一心願、其人所住之處、常寂光土也、能居、所居、身土、色心、俱轉、俱用、無作三身、本門壽量當鉢、蓮華佛者、日蓮弟子檀那等、中事也、即是法華當鉢、自在神力所顯功能、敢不可疑之、不可疑之、已上

此の本文の所詮と云ふより去て十二不可疑之の文に至る十三行の妙判は、本門壽量當轉の蓮華能證の人を明したる文て有ます、此の文、分て四段て有る、初の所詮の下の一の九字は、正しく能證の行人を明し、二に南岳釋云と云ふ文より去て稱妙法蓮華經と云ふ文に至る四行十一字は、釋を引用して其旨趣を顯し、三に文雖有の下の三句十四字は、壽量顯本の後は一代理聖教を統御する經王なるを以て、他經を自在に引用して壽量顯本の經功を顯す事を示し、四に正直捨方便の下より去て不可疑之と云ふ文に至る六行は、壽量顯本の經力を示して、信仰の人の得益を明す、已上分文である、是より隨文消釋して聽せませす

△所詮妙法蓮華經、當轉、者、信、法華經、日蓮、弟子、檀那等、父母所生、肉身是、也、此文此の文を消釋すれば、所詮要を取て約言すれば、妙法當轉の蓮華佛なる者は、他に求むるに及ばず、本門壽量の妙法蓮華經を信心口唱する日蓮が弟子檀那等の父母所生の肉身が、是れ妙法當轉の蓮華佛て有ると判じたるのて有る(弟子檀那等とは有ません)

毫も不同的なき證據には、法華經法師功德品に、父母所生の清淨の六根は佛と同一なりと文證を引用したる釋て有る、是れは南岳大師が法師功德品の一品の大意を取て引かれたるのて有る、經文には斯の通りの列文は有ません

△又云、問云、何、經、中、說、眼、等、諸、根、名、爲、如、來、一、答云、大強精進經、中、衆、生、與、如、來、同、共、一、法、身、清、淨、妙、無、比、稱、妙、法、蓮、華、經、文、さ、て、向、に、法、華、經、を、引、か、れたるは、六根清淨の凡夫の身軀と、生身の佛と法身同一の證に引用し、今此の引證は六根清淨の凡夫を如來と名言を附したる證に引かれたるて有る、又此の引證の意も向と同一にて、内鑑と佛知見とに約して引かれたる者て有る、同の意は顯著なれば消釋するまでもなし、答の大強精進經の文も前て消釋しましたから今は辨じません

(11) △文雖有、他經、下、文、顯、已、通、得、引、用、也、文、此の文を消釋すれば、上に引用したる涅槃經及び大強精進經等の文は、他經に出てたる文なれども、本門壽量の

有る、此の等の一字こそ、雖有文字にて、滅後の我等修行の人を專取遊ばされたる者て有ます、各々自力堅固、念力強盛に修學し奉らべきて有ます

△南岳釋云、一切衆生具三足、法身藏、與佛、一、無、有、異、是、故、法華云、父母所生、清淨常眼耳鼻舌身、意亦復、如是、文此の文を消釋せば、是れは此れ大師の内鑑と、宗祖の開顯の知見を用て隨義轉用遊ばしたる妙判て有る、此の一切衆生と申すは、法華經述門所談の真如の妙理に染淨の二法を具足したるに依て、染縁に隨へば九界の染法を生じ、淨縁に隨へば佛界の淨法を生じたる九染一淨の十界を指したる一切衆生ては有ません、是れは此れ法華本門所談の無始本有の九界に無始本有の事の佛界を具足し、無始本有の佛界に、無始本有の事の九界を具足したる十界の中の九界を指して、一切衆生と釋したるのて有る、此の九界に無始本有の佛界の事法身藏を具足す、此の所具の事法身藏なる者は本地久成の本佛と同一にして毫も異なるては有ません(法身藏の藏と申すは、佛藏とて本門の萬善と、木果の万徳)さて九界の一切衆生の六根と本地久成の釋尊の六根と

説顯れ已りぬれば、如來一代聖教を統御する經王なれば臣下たる他經は自在に引用して壽量顯本の經功を顯す事が出来るのて有る、と壽量開顯の大功德を知らしめたるのて有る

寄書欄

三寶論 (二)

上總般舟生

只今控所に於て諸君のお談を、聞くとはなしに漏聞ますと、甚度も佛教といふものは難しいものだ、ヤレ總付だ別付だ、本化だ迹化だといひますか

大凡如何なる學問でも一の學科となると、夫には必ず専門語のあるのは當然で、論理、倫理、哲學、醫學、百科の學問があるのだ、決して佛教計りあるのではない而して其専門語に明了でなくては、一の學科に秀づるといふことは出来ない、往昔或精舎に駈鳥があつて、西谷名目を讀てゐた、一日「五時」といふのは何だと師匠に聞くと、それは分らない、檀家のお醫者様は學者

だから聞いて見よとのと、駈鳥は早速お醫者様を訪ねて五時とは何だと問くと、それは「五痔」だと答へたといふとである、少しく是は滑稽的の談ではあるが、吾人の一考すべき價值があるであらうと思ふ

開話休題、是から本題に入るのであるが、諸君は憶ふてあらう、何故に通釋三寶があるのに、殊更別釋三寶の必要があるのであらうかと、併し其處が却々の大問題である、されば日蓮上人は

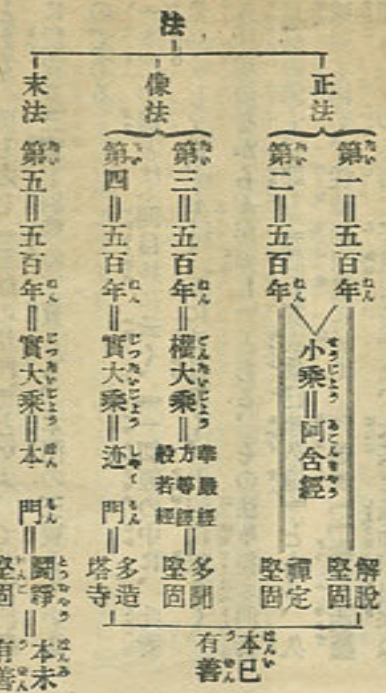
「總別の義あさらかならずんば、眞の成佛叶ひ難し」と仰せられてある、三寶の如何によりては、吾人の成佛不成佛に就て重大なる關係をもつてゐるからである若しもそれなくば、釋尊はわざ／＼法華經を説れない、又日蓮上人は建長第五の朝より弘安第五、鶴林の夕に至るまで一生六十年間、鎌倉に佐意に伊豆に小松原に、到處幾多の刀杖瓦石の難、怨嫉毀謗を受けて身血を流し給はない、夫は其苦である、故に撰時抄には「夫れ佛法を學せん法は、必ず先づ時をならふべし過去の大通智勝佛は出世して十小劫が間、一經も説

き給はず、經に云く、一座十小劫、又云く、佛知時未至、受請默然座等云云、今の教主釋尊は、四十餘年の程、法華經を説き給はず、經に云く、説時未至故と云云、老子は母の胎に處して八十年、彌勒菩薩は兜率の内院に籠らせ給ひて五十六億七千萬歳をまぢ給ふべし、彼時鳥は春ををくり、鷄鳥は曉をまつ畜生すらなをかくのごとし、何に況んや佛法を修行せんに時を糾さざるべしや」

とある、是は要するに宗教には、五綱判即ち教、機、時、國、教法流布の前後、といふ五箇の觀察法があつて、夫に依つて宗教といふものは、弘通せんければならぬといふとて、時機も教も國も無差別に宗教を論せんとするものは、宛も山中の樵夫が寒天に藤の葉房を求めんとすると同じだ、如此宗教家は實に險呑千萬といはぬばならぬ

今宗教の五綱判から觀察すると、通釋三寶の如きは、既に業に二千年已前に於て、其教効を滅失して只其名の存するのみで、氣の抜けたアンチヒーローンと司じて

ホンの効能書計りだ
日蓮の法門は第三の法門也、乃至、所詮末法の今に譲り與ふ也、後五百歳是也
とありて、之を便宜上大集經の五箇の五百年に依て配當すると、



(附記)正法時代の一千年間は印度に於て、迦葉、阿難、商那和修等小乘を弘び、像法の時代一千年の中、前の五百年は馬鳴、龍樹、天親等、權大乘を印度に弘む、後五百年には南岳、天台、實大乘の迹門經を

支那に弘む、而して第五即ち後五の五百年末法に入りては、吾が本化上行の再誕たる日蓮上人、獨り實大乘の本門經を扶桑日域に弘め、一闍浮提をして盡末來際にまで斷絶せざらしむ、故に經には

「後の五百歳の中に、廣宣流布して、闍浮提に於て斷絶して、惡魔魔民、諸の天龍夜叉、鳩槃荼等に其便を得せ令ると無し」

とある、故に彼の大の法華經主義で、五時八教の如き微細なる教判を説き、彼の南三北七の十宗をして眼前に瞻若たらしめた、智願即ち天台大師でさへも、

「内窓冷然、外適時機」と貶斥せられて、去年の曆昨日の食、時機不相應といはれた、夫れは謂までもなく、像法時代に弘通すべき「迹面本裏」の教法であつて、「本面迹裏」即ち第五、五百年及び盡末來際に向つて弘通すべき時代相應の教法でないからである、故に日蓮上人は

「但漢土の天台、日本の傳教、此二人計りこそ粗分けて給て候へ共、本門と迹門との大事の圓戒いまだ分

明ならず、詮する處は、天台傳教とは内に鑿み給といへども、一には時來らず、二には機なし、三には譲られ給わざる故也、今末法に入りぬ、地涌出現して弘通すべき事也」

とある、即ち之を『三故の法門』といふ、て此本門經に説たる三寶を別釋の三寶とも、本門の三寶ともいふのである

一)本門の佛とは、開目抄に云く、『一切經の中に、此壽量品ましまさずんば、天に日月なく、山河に珠なく、人に魂のなからんが如し』とある、その法華經本門壽量品の佛で、即ち『然我實成佛已來久遠』とある、久遠の本佛で、從地涌出品に於て、阿逸多が『動轉生靈即ち『父少く而て子老たる』は、太甚だ承知が出来ぬと、疑惑を發し、夫より壽量品に於て三誠三請重誠重請(壽量品を見るべし) 慇懃叮重請誠の結果、始めて我は是十九出家三十成道の新佛でなく、その中間に於ては、或は燃燈佛となり阿彌陀佛となり、或は大日如來となり藥師如來となつたのであると、此事を全品に

から『本法』といひ、其本佛が教化せられた方々であるから『本化』といふのである、今之を圖解すれば

三寶	佛	本佛	久遠實成の釋迦佛
法	本法	妙法蓮華經の五字	
僧	本化	上行等の四大菩薩	

吾が撞鐘、本多上人云く、『本門の教主釋尊と妙法と本化の居士とを以て三寶となす』と、(統一的佛教要義)此三寶こそ實に末法時機相應の三寶である

然るに現代日本佛教界の状態は如何であるかと觀察するに、果して、本佛釋尊の本意に契合、本法本化の教法が、遺漏なく傳播せられつゝあるかといふに、幾ど慨嘆の至りに堪えませぬ、太宰春臺『斥非』の一節に云く、『倭儒乃ち孔子を私家に祭る者有り、瀆祀といふべきなり、又朱氏の學を爲す者、仲晦を家に祭る有り、所謂其鬼に非ずして而して之を祭る之を淫祀といふ、不知の甚き也、是何を世俗佛教を奉ずる者、彌陀觀音等の佛像及び其道の祖師を家に安じて、而して旦暮供養するに異ならんや』とある、實に天下滔々として

は、『或は己身を説き、或は他身を説き、或は己身を不し、或は他身を不し、或は己事を不し、或は他事を不す』とあつて、之を六或の法門といふ

二)本門の法とは、本門壽量文底秘沈事の一念三千のお題目のよて、壽量品に『諸の經方に依て、好き藥草の色香美き味、皆悉具足せるを求めて、搗き糺ひ和合して子に與へしむ、而も是の言を作さく、此大良藥は色香美味皆具足せり、汝等服すべし、速かに苦惱を除て復た衆患なけん』とある、『是好良藥、今留在此』の妙法蓮華經の五字をいふのである

三)本門の僧とは、本化上行等の四大菩薩をいふので、乃往、釋尊が靈山に於て未來末法の法華弘通を『誰か能く爲す』と、誓約を募られた時、述化の彌勒等が其任にあたらんとして申出た、然るに釋尊は『止善男子』と止になつた、吾祖は此『止』の一字を釋して、上行等の菩薩を除ては、總じて餘の菩薩をば止の一字を以て成敗せり』とある、此菩薩及び本法傳持の僧をいふので、別釋の三寶では久遠の『本佛』が説いた法である

如此、腐儒的佛教者のみ多く、釋尊の本懷を發揚するに勤めずして、却て私利私慾に走り、經典をなみし、吾人と本佛の慈光とを日に非にして隔離せしめつゝあり、故に日蓮上人は此等を喝破せられて、『彼等の首を切つて由井ヶ濱に棄よ』とか、『彼等の寺塔を火にせよ』とか、又は『念佛無間、禪天魔、真言亡國、律國賊、諸宗無得道、法華一經の成佛』と一大獅子吼せられたる所以で、成程形式的に於ては前回繰述する如く三寶には大した相違ないやうだが、然し其本質内容に向つて委細に、經典に依り討究論議する時機不相應の三寶である、宜敷く吾人は『大陣既に破れたり、餘黨はもの數ならず、若黨ども二陣三陣と續けよかし』で、妙法の劍を掲げ權實の馬に乗り、破權の旗を押立て、毒數の鼓を鳴し、柔和忍辱の鏡を着て、所謂『佛法中怨』の儕輩を退治せんければならぬ、故に涅槃經に云く、

『若し善比丘、壞法の者を見て、置て驅遣し、誑責し、舉處せずんば、當に知るべし、是人は佛法中の

怨なり、若し能く驅遣し訶責し暴處すれば、是我弟子眞の聲聞なり」と

又吾祖日蓮上人は之を釋していはく
『此經文に於ては、日蓮等の類をそるべき文字一字これあり、若し此文字を恐れずんば、縱ひ當座は事なかるべしとも、未來無間の業たるべし、然れば無間地獄へ引るゝ獄卒なるべし、夫は「置」の一字これなり、此の「置」の一字は獄卒阿房羅刹なるべし、尤も以て恐るべきは「置」の一字なり』と

ある、然らば吾人は日夜「置」の一字を心肝に銘じて「惡業の因縁を以て、阿僧祇劫を過れども、三寶の名を聞ず」の徒、甚だ多ければ、吾人は常に「本門常住、一切三寶」の興隆を志し、釋尊の本意を顯揚すると共に、本化門徒の面目として、彌々旌色鮮明ならしめ、迷へる一切の衆生を救濟せねばならぬ
て、小乗の三寶、權大乘、實大乘即ち述門の三寶などに就て、委細に講究して見たのであるが、時間に餘裕がないから又折りを見て陳述するととして、是より

『三寶の次第生起と吾人の關係』といふとに就て講じて見やうと思ふ(未完)

公 開 狀

本妙法華宗管長立正日靜猊下 に奉るの書

在金澤顯本比丘 純 野 俊 羅

猊下の統率し給ふ教團は、曾て本述一致の妄義を破せんが爲に、一教團を樹立せられてより已來、宗義に關し嚴に法域を護られたるは、屢吾人の聞く處にして實に敬慕指く能はざる處也
然るに頃日貴教團第四教區(金澤)に起れる齟齬問題に對する猊下の態度に就て、吾人茲に一書を呈するの止むを得ざるに至れるを遺憾とす
事既に貴教團の權下に屬す、吾人門外者の容喙を許さざる處也と雖も、事實は吾人が主唱せる本尊統一問題に基因し遂に今日に至れるもの、何ぞ雲烟過眼視するを得んや、之れ不肖を不顧始終の顛末を述べ、以て猊下の一考を懇請する所以の者也
過去の日蓮門下の弊害は、本述一致の妄見也き、今日

靈祖門下の病源は、別勸請雜亂勸請也とす、彼れは宗格と異解者との争ひ也、此れは宗格と利との戦ひ也、金澤の日宗教界亦迷信病の蔓延地たり、宗風日々に墜落し姪嗣月々に盛んに、各教團の寺院僧侶悉く利養の毒病に胃されて本心を失ひ、本尊をしらず、戒壇をしらず、題目をしらず、已に立宗の大本を忘れたる彼等の多くは、今や墮落の頂天に達し、彌陀佛の前に彌陀經を讀誦し、恬然として耻ぢざるに至る、然かも僧侶之を怪まず、信徒之を憤らず、吁、金澤日宗界の墮落は遂に茲に至れり、あゝ遂に茲に至れり、之れ實に別勸請は雜亂勸請を呼び、雜亂勸請は利養の心を誘ひ、利養の妄念は道心を没無し、無道心は遂に如上の大謬罪を犯して、僧俗共に平然たるに至る

されば吾人憂宗の徹志禁ずる不能、本年一月以來革新すべし現代の日蓮宗てふ一文を社會に公にし、之れと共に當地の貴教團及び他の三宗總司管事に一書を送て本尊の統一、教風の復古を計らんが爲に、責任ある回答を求めしも應答なく、問答對決に依て正邪を論決せん事を求むるも回答なし、三度之を促すに當て、貴教團は管事眞名志堅師を以て公文の回答を送られ、別勸請雜亂勸請の非謬、宗義的活動の二大實行を誓約せら

れたるは、去る三月廿四日也(已上の香額全部は「統一」に依て貴教團四教區僧員釋眞誓氏は文責を重し、回答の一し、摩利支天等の雜亂勸請を徹退廢捨せらる、次て四月八日二宗合同公會大演說會を開き、眞名釋の兩氏出演して本尊の統一すべき所以を言明せらる、之れ實に公文回答中の別勸請否認、活動呼應の二大要旨の實現に外ならず、之に於てか突如として公文回答者の一人たる河野研進氏は、左の如き辭表を猊下に送る、其文に曰く

辭 職 願

私儀今般我教區内に於て顯本法華宗僧侶紀野俊羅師より別勸請否認問題を提出し、之が回答を求めたるに付、尤も學說上之に同意を表したる處、同人及釋眞誓師之を根據として、當寺本堂内に勸請しある帝釋天の徹去を促し來り候へ共、右帝釋天は開祖已來の勸請にして、檀信徒の信仰厚く、容易に廢し難き事實に候のみならず、今之を徹去せんとせば、檀徒少數殆ど無檀同機なれば、當寺持續忽ち打立ち難く廢寺の外方法無き次第に有之候、換言せば學說の實行を履んとすれば廢寺を期せざるべからず、亦是が實行を躊躇すれば學理を以て束縛せられ之が爲に干

渉を受くる事となり、今や向ふ處途なき場合に立至り所詮任務に堪へ難く、不得止辭職仕度候間、御認可被成降度、此段奉願候也
明治四十一年五月十九日

吾人曰く

右辭職書中、(一)吾人之を根據として別勸請の撤退を促し若しくは干渉云々と云も如斯事實無之のみならず、吾人は如斯權利を有せず、(二)亦曰く、學說又は學理云々と云ふも、本尊統一は學說にも學理にもあらず、立宗の根本要旨也、(三)寺門の興廢と別勸請の存廢とを交換して論ずるは根本的迷想也、(四)學理を以て束縛云々と云ふも學理は束縛せず、たゞ河野氏等が決議して回答したる別勸請非認の條件に依り、自立廢忘を自から責めらるゝのみ

面かも此の辭表に對して猥下の宗監は、左の旨を記して之を却下せられたり
別紙願之趣容易に詮議に難及候事
如斯根本問題に對しては、何等の解決をも不與して却下し、然かも事實に於て河野氏を轉任せしめ之と共に何等の理由もなくして、釋眞誓氏の住職罷免は、猥下の

て、靜かに社會の進歩と宗是の命ずる所とを省察せよ
猥下一人の覺醒は、貴教團全体の覺醒也、猥下の一令の下に部下八十の寺院は清淨せらるゝ也、何んが一教區二三の寺院のみに限らんや、殊に我宗と貴宗とは法義の接近せる他に其比を見ず、貴教團に於て勸請問題の解決せらるゝあらば、互に握手して共に宗風の革新を計り、聖祖の大教を宣傳するに努めん哉

を計り、聖祖の大教を宣傳するに努めん哉
猥下思を茲に致して對四教區の方針を一變せられよ、古聖言あり「君子之過也、如日月之食焉、過也人皆見之、更也人皆仰之」と、吾人宗門の教風革新を思ひ、正義唱道の人材を思ふの餘り、猥下の尊嚴を冒かして敢て此書を奉る、恐惶頓首

佐渡靈蹟紀行

川崎英照 涙記

一、發端

法華經が佛陀の本懐にして、佛教の精髓たる事は、遠く天台、傳教によりて布傳し盡されたり、鎌倉時代、に於ける日蓮聖人は、畢竟法華經主義の實行者なり、身讀者なり、
加刀杖瓦石、數々見擯出の經文を讀むにつけ、佛陀の

の名に依て斷行せられたり、然り、猥下は、事實に於て別勸請否認者即ち三秘を法のまゝに宣傳する行者に「遠離於塔寺」の難を敢てせしめらる、換言せば、權を奪て釋氏が堂々の論議を防がんとする也

然れ共猥下、本尊統一は立宗の網格、宗門達議の所論也、迷信撲滅は社會の輿論、識者の叫ぶ處也、猥下が一二正義主張者の首を切るも、宗是の示す處と、社會の大勢は、長く今日の如き迷信狀態に安んずるを許さざる也

世人言を爲す者あり、貴教團宗勢の振はざる事牛歩の如く遅々たるは、有爲の士を陥擠するが爲也と、吾人は過去の歴史と、今日の事實とを照合して之を否認せんとする能はざるを如何せん、吾人は宗門と貴教團の爲に之を惜む

猥下及猥下の教團が、内に別勸請等を存置して、外に本尊を説き、戒壇を説き、題目を説く、吾人は其大膽と勇氣とに驚かざるを得ざる也

聖祖曰く「賊軍の旗を官軍とすべしや」と、一佛一神の勸請は權教の旗印也、妙法五字の本尊は日蓮門下の旗印也、猥下の教團は官軍にして賊軍の旗をも兼ね用ゆる者にあらずや、猥下、願くは吞法界の大度量に住し

使命を帯び衆生救済の大任に當るもの、愈々諸難を重ぬるは、正に佛陀の本意に合ふと知り給ひし聖人は、松葉ヶ谷庵室の燒討も、伊豆伊東の流罪も、龍の口斬頭の大難も、聖人の精神には一寸のゆるみをもあたはず
「これ程の大難をもちてこそ、法華經の行者と知るべし」

と云へる法華身讀の壯觀には、流石の鎌倉北條執權も最早手を下しかねてや、遂に北海佐渡ヶ島へ遠島申付けたり、寺泊御書に曰く
『今月(文永八年)十日、起三州愛京郡佐智郷、付三武藏國久目河宿、經三十二日、付三越後國寺泊津、自三此巨三大海、欲三至三佐渡國、順風不定不知三其期三』
三三

今や時代は、偉人の出現を欲求して能はず、偉人のモデルを得んとして、能はず、端なくも、我高祖日蓮聖人は、世界偉人のモデルとして擇び出され、爰に至つて、日蓮研究の聲四方に興る、亦喜しい哉、されど机上聖人を談ずるは、聖人の本意にあらず、さてこそ手は、茲に先づ佐渡四ヶ年の靈跡を遍歴して、聖人靈光の一掃を世に傳へんとは、企てけれ

本山部長野口義禪師は、予の斯の行を賛せられ、幸に同行するの榮を得て、維時明治四十一年、時しも聖人開宗の紀念日たる四月二十八日を以て發程しぬ、多くの繩素は、一行を七條驛まで見送らる、時に寂光寺主田上寛靜師、突如としてこの一行に投せられ、茲に同行三人となり、蜿蜒たる長蛇の中に春野の景色を賞玩しつゝ金澤に到りて一泊し、翌廿九日富山に向ひ、神通川の傍りに雨雪を冒して先師常樂院日經聖人の蹟を徳びつゝ伏木港に出て、一泊す、翌卅日は、伏木より舩にて波高き「親知らず、子知らず」の沖を十餘時間にて直江津まで渡り、五月一日は、直江津の西十町なる五智山國分寺に到る、こは千二百余年前、行基菩薩の開基にて天台宗の名刹なり、爰に愚禿親鸞五ヶ年踰居の舊跡あり、主義としては、もとより排すべきも、亦一代の人物にして偲ばるゝ節いと多し、直江津より瀧車にて新潟に入る、此地本年二月大火の爲めに千百餘戸を焼失し、市中今尙悲惨なり、さて風悪しく佐渡の航海絶ゆる事五六日と聞き、空しく旅館に籠城の覺悟してありけるが、幸に翌二日、舩は信濃川の河口を離れて、其日佐渡東海岸の兩津港に入るを得たり、灣内水深く、今は新潟寄港舩の避難所となり、在來の五港

に兩津、敦賀の二港を加へて七港と稱せられし、佐渡第二の繁榮地なり

二、塚原三昧堂

兩津より二里半にして新穂村大野なる塚原根本寺に到る、嗚呼、是が聖日蓮が蹟居の地たる北國寒山佐渡ヶ島の塚原三昧堂の舊蹟なり、擇びもしたり、此地一帶低濕の地、今こそ鷓持つ里の人影は見ゆれど、昔は漁さる海士が舩宿遠くして、木樵る翁の伏屋も近からずげに狐狸の住家たる塚原に、形はかりの三昧堂、降り積む雪を七寶莊嚴と眺め、雜然佇立せる青苔幾百の墓碑を時に取つての影嚮者として、靜かに行ひ澄まし給へる讀經唱題のそのみ聲には島の草木も打ち靡きて、嗚ぞや法悦歡喜をぞ浮べ湛へけんと思へば、そゝるに懐古の念深かり、今聖人の御筆になれる種々振舞抄によりて當年の情態を偲ばんか

「十月十日に依智を立ちて、同十月二十八日に佐渡の國に着きぬ、十一月一日に六郎左衛門が家のうしろみの家より、塚原と申す、山野の中に洛陽の蓮臺野のやうに死人を捨つる所に、一間四面なる堂の、佛もなし、上はいたま(板間)あはず、四壁あばらに、雪ふりつゝもりて消ゆる事なし、かゝる所に、しきかわ(敷皮)打し

き、狭うらきて、夜をかかし、日にくらす、夜は雪、雷電ひまなし、晝は日光もさへせ給はず、心細かるべき住居なり。彼の李陵が、胡國に入りて、がんかうくつ(巖窟)にせめられし、法道三藏の徽宗にせめられて、面にかなやき(火印)をさへれて江南に放れしも只今と覺ゆ。あらうれしや、檀王は阿私仙人にせめられて、法華經の功徳を得給ひき。不輕菩薩は上慢の比丘等の杖にあたりて、一乗の行者といはれ給ふ。今日蓮は、末法に生れて妙法蓮華經の五字を弘めて、かゝるせめにあへり。佛滅後二千二百餘年が間、恐くは天台智者大師も、一切世間多怨難信の經文をば行し給はず、數々見擯出の明文は、但日蓮一人也、一句一偈我智與授記は我也、阿耨多羅三藐三菩提は疑なし、相模守殿こそ善智識よ、平、左衛門こそ提婆達多よ、念佛者は釋伽利尊者、持齋者は善星比丘、在世は今にあり、今は在世なり。云云」

嗚呼、今は本山根本寺として、堂塔いかめしく四邊を拂ふと雖ども、遠く六百四十年前の塚原は斯の如き有様なりと

「心細かるべき住居なり」と、本土の空を眺めて密かに暗涙に咽ひ給ひしかと思

へば、又流罪の下手人を

「相模守殿こそ善智識よ、平、左衛門こそ提婆達多よ」と重なる迫害を喜び給ふ事の、あわれ、尊さよ

思へば日本六十余州に、聖人が五尺の身の置き所さへなくて遙かに北海絶島の草庵に四ヶ年の苦行を重ね給ひしそが蹟を、今眼前に拜し奉りては、今日の僧輩が、食ふべき多くの米を有し、外護の信徒に教まはれ廣壯なる建物の中に、太平の情託を貪りつゝあるに比して、將た幾何の相違や、嗚呼思ふて茲に到れば今昔の感轉た切なり矣

當時根本寺の住職は、宗務の職を帯びて、東京に在りとの事に、執事、檀家惣代立會にて、寶物類の拜觀を得たり

三昧堂の舊蹟は、表門向つて左に、一間四面に土高く石標を立て

發 本地之妙境 證 無作之三身

と記し、後年其傍りに四面四間の堂を建て、紀念とせ

折柄の夕雨に、涙の袖は愈々ぬれて、懐古の情絶へ難く、名殘惜くも新穂翁屋に歸りて二夜の宿を借りぬ
塚原の塚のはとりの夕雨に 義 編

塚原に雪の昔しをしのぶれば 英 照

三、日 朝 阪
日 違 は、明 日 佐 渡 の 國 へ ま かる な り。今 夜 の 寒 さ に
つ づ けて も、牢 の う ち の あ り さ ま 思 ひ や ら れ て、痛 し
く 候 へ …… 「土 籠 御 書」

是れ明日は死生も知れぬ北海の孤島に旅立つべき身を
忘れて、鎌倉土の牢に況滅度後の法難を共にする愛弟
日朗を慰め給へる蓮師の温情にあらずや、誠や道と情
けに繋がる、師弟の心ぞあわれなり、牢の内なる日朗
師は、雪の朝、風の夕、我師の身の心許なしと、空
懸ふ籠の鳥の如く、泣きあかすにや、情ある武士の宿
屋入道は、窈かに救して佐渡の蓮師を訪はしむ、飛び
立つ思ひの日朗師は、数々の見舞の物に身は重く、只
さへ航海不便の北海を、世を憚りてしのび旅、瞬時も
早く配所へと、急げど疲勞の足進まず、塚原へは一
里餘りの阪まで来りしとき、雪に埋もれて又立つ能は
ず、隣れ生死の道には迷はねど、見渡す限りの銀世界
野畑も知れぬ初旅に、道問ふ人も絶へてなく、只々た
る經文讀誦の聲、天に響き風に傳わりてか、不思議

の聲よと、日蓮師は、靜かに讀經の御座を立ち給ひ、
もしや鎌倉にのこせし弟子等の尋ね來しにはあらざる
かと、身に沁む寒さを打忘れ、聲する方へと急がれし
が、漸く雪中に愛弟日朗の影を認め給ひつゝ、抱き起し
つゝ、筑後々々と呼び給へば、朝師初めて心付き、オ
、我師か、なつかしやと、互に咽ぶ熱涙に、雪さへ溶
けしと傳へたり、此處を日朗阪と唱へ、今は碑を建て
て古き涙の記念とす
斯の如く至孝の朝師、佐渡四ヶ年の聖人を訪ひ參らせ
し事前後八回に及ぶと云ふ
阪の上に日朗山本光寺あり、朝師を開基として妙音坊
日行其二祖なり、堂宇廢頽して時々無任の由、幸に寶物
の拜觀を得、それより十町にして阿佛村妙宣寺に到る
因に日朗阪の下に小川あり、村人呼んでコラ川と
稱す、こは朝師遙かに塚原の師を呼び給ふに、コ
ラ川と申されしとか、又塚原より六七町日朗阪の
方にあたりて、ナンダイと云ふ靈跡ありて五輪塔を
建つ、これ聖人朝師の呼び聲に答へて、ナンダイと
申されし故なりと傳ふ(未完)

顯本宗務廳錄事

第十三教區 名古屋市中區新榮町慈雲院ヲ、全市全區
全町常徳寺ニ合併
右明治四十一年五月十九日附ヲ以テ合寺ノ認可ヲ得タ
明治四十一年五月 顯本法華宗宗務廳

異動報告

允許復歸、編入權中學校(五、二十一) 長谷川日濟
任大學林長 僧正 今成 乾隨
願免本職(以上五、二五)大學林長大僧正 小林 日誌
任五區法行寺住 學士 富田 廣演
兼任三區圓泰寺住 僧都 內藤 日郎
願免三區圓泰寺兼住 一區 萩原 啓門
轉任十五區妙善寺住 十四區常光寺住 野口 會英
兼任十五區圓乘寺住 十五區 能仁 事一
轉任一區本長寺住 三區大樂寺住 今井 警敏
全 三區大樂寺住 一區本長寺住 堂 亮雄
命山陰顯本教會會長 中學統 朝倉 俊達
命山陰顯本教會副會長 學士補 出海 俊義
允許本宗僧員 齊藤義登徒弟 齊藤留次郎
依功階二級贈進 中學統 故 久我 默宗

贈大學統 全 全
贈權大學統 全 全
補權少學校 權學士 高山 智人
全 全 中原 通題
全 全 德 會暎
全 全 吉永 義彦
任第一教區布教師 僧都 萩原 啓門
任第二教區全 全 井口 善叔
願解第一教區布教師(以上六、八)僧正 今成 乾隨
改名慈童(三、一三許可) 錦織日航徒弟 目良巳之吉
全 顯龍(三、二八許可) 學士補 武田 善作
全 純秀(四、一一許可) 賴澤純貞徒弟 山下 仁平
全 寬孝(六、一〇許可) 學士補 田中仙太郎
命第七教區管事 大學統 池澤 疋玄
願解第七教區管事(以上六、一五)中學統 久松 光道

雜報

●本多管長續任就職式 既報の如く五月十七日宗務廳
に於て舉行せられたる、本多管長現下續任就職式には、
宗務役員を始め都下各寺院住職參集し、先づ本多管長
現下統率の下に一同大本尊の御前に於て森嚴なる法要
を修し、祝下親しく慶讃文を奉讀せられ、右終て祝賀
會を開き、席上詩歌俳句を物して祝意を表するあり、
或は演説に談論に、宗義を論じ、宗政を語り、平和を

歎び發展を議する等、各胸襟を開き高歳を叫びて日出度閉會を告げたり、當日列席せられたる山崎大僧正(誠三郎)等の祝詞を得たれば、その二三を録せん

賀本多大僧正再管長當選併宗榮

老 訥 二 妙

北辰居處會衆星 有德不孤分涓涓 今也法燈千丈耀 宗風獲此道風整

本多上人の再び管長に昇られしを壽きて

講中のこゝろうつくし花御堂

青 村

燕たつて空に聲あり杜鵑

眞 月

歎聲如涌妙塔中 再選本多古都東 一天四海歸妙法 世界萬國茲共同

同 人

五百のちりつもりて高さ山松に

いく代かはらぬ鶴やどれる

又本月七日は京都總本山妙滿寺に於て、管長續任披露式を舉行せられ、山内並に近末寺院を始め檀信徒、並びに婦人、青年の各團體、參集し、本堂に於ては嚴肅なる法要を修し、野口本山部長は管長親下の慶讃文を代讀せられ、式後祝宴を張り、頗る盛會なりしといふ

●茗谷學園と其夏期講習會 小石川茗谷學園に於ける第十三回例會は、既報の如く本月十四日開催 當日本

多講師は安心章の講演あり、次て會員の取要抄輪講あり

又全園に於て来る七月一日より十日迄宗學講演會を開催する豫定にて、全會員を中心として有志聽講者は可成娛樂的でなく、止暇睡眠的に熱心を以て來聽せんことを望むといふ、その規定左の如し

會 場 小石川區茗荷谷町二番地 茗谷學園
日 時 七月一日より十日迄十日間 午前八時午後十一時迄

講義日割 一日より六日迄 (開目抄) 本多日生師
七日より九日迄 (本化の教判) 清水龍山師
十日 (講題未定) 田中智學君

會 費 金一圓 但し遠隔の會員には特に全園に於て實費宿泊を諾す

●妙典研究會 第四例會は五月二十四日松本辯護士邸に於て開會、當日本多講師は別項下谷蓮華寺大法會に臨席の爲め梶木日種師代講、又第五例會は本月十三日日本橋區青物町吉田辯護士邸に開會、講師本多日生師出演せられ、每會頗る盛況、次回は七月中旬に開催せらる、等、有志者は全會事務所日本橋區箱崎町四ノ一へ申込まるべし(その規則は前號誌上に掲ぐ)

●第十六回佛教夏期講習會 大日本佛教青年會は、毎年地方に適宜の地を擇びて講習會を開くこと已に十二回、去る明治三十七年よりは東都に移して中央青年學生の爲めに毎歲之れを催はし、近來又月次講話會を開

く等益す會の事業を刷新し來れるが、本年復その第十六回夏講習會を舉行すといふ、その規定次の如し

一、講師と講演題と

(イロハ順)

- 本多日生師
- 近角富親師
- 無澤谷快天師
- 萩原誠來師
- 高島平三郎師
- 山田幸道師
- 前田慶雲師
- 櫻尾謙三師
- 島地大等師
- 妙法聖母如來壽量品
- 地方信仰の源流
- 醫學と王國學との關係
- 大衆教の定義及び發達
- 未定
- 魚鱗儀
- 修養談
- 未定
- 未定
- 對衆としての佛格

(依頼中) 大内智學師、南條文雄師、村上嘉雄師

- 一、會 場 東京上野不忍池辨天堂
- 一、會 期 七月九日より十八日迄十日間
- 一、時 刻 毎日午前八時開會
- 一、會 費 聽講料として五拾錢を徴收す
- 一、申 込 七月五日迄に、本郷區春木町二の二九 大日本佛教青年會幹事宛
- 一、注 意 定員あり期日迄に申込超過せしときは先入者より取ることあるべし

●下谷蓮華寺墓地改葬供養大法會 第一教區東京市下谷區下車坂町蓮華寺住職松田宏繁師は、市内の墓地を郡部に移轉すべき市の獎勵に基き、寺檀協力の結果幽靜閑寂なる桑井の地を選みて、全寺境内墓地全部の移轉改葬を結了したるに依り、全寺境内には改葬紀念碑

を建立し、去る五月廿四日をとして改葬供養の大法會を營むこととなり、特に本宗管長本多大僧正親下を大導師に願請し、都下各寺院諸師三十五名と大學林生十二名を請じ、全町八重山館を休憩所に充て、天童十數名は全館より管長親下の一行を擁して蓮華寺に練り込み、午後三時より嚴肅なる音樂大法要を修行し、管長親下の誦誦文に次て天童多田藏之助子の祭文、岩松區會議員、坂本町會總代、芹澤檀家總代の祭文朗讀あり來賓たる下谷區長山田敬正君、府會議員區會議長大木宗保君、下車坂町々會總代阪本徳五郎君等を始め、蓮華寺檀家總代多田實橋君等順次焼香あり、式終て一同紀念撮影を爲し、夫より同寺庫裏並に本堂に於て供養の酒飯を頒ち、頗る盛會なりしといふ、又當日大法要前午後一時より全寺本堂に於て小高日唱、笹川真應、關田養叔等の諸師順次演説ありたり、今諷誦文等を左に掲げん

諷 誦 一 章

勸請 本門常住ノ三寶聖衆 來臨影壽悉照靈アラセ給へ
謹ンデ案ズルニ、妙法華經ニ云ク 諸ノ衆生ヲ見ルニ、生老病死憂悲苦惱ニ燒爇セラレ、亦五欲財利ヲ以テノ故ニ、種々ノ苦ヲ受ク、又食着シ追求スルヲ以テノ故ニ、現ニハ衆苦ヲ受ケ、後ニハ地獄畜生餓鬼ノ苦ヲ受ク、若シ天上ニ生レ及ビ人間ニ在テハ、貧窮困苦、愛別離苦、怨憎會苦、是ノ如キ等ノ種々

ノ諸苦アリ、衆生其中ニ没在シテ、歡喜シ遊戯シ、覺メズ知ラズ、驚カズ怖レズ、亦厭ヒヲ生ゼズ解脫ヲ求メズ、此三界ノ火宅ニ於テ東西ニ馳走シテ大苦ニ遭フト雖モ之ヲ以テ患トナサズ、ト

日蓮上人ノ曰ク 夫レ生ヲ受ケシヨリ死ヲ免レザル理リハ、賢キ帝ヨリ卑キ民ニ至ルマデ人ゴトニ是ヲ知ルト雖モ、實ニ是ヲ大事トシ是ヲ歎ク者、千萬人ニ一人モ有ガタシ、無常ノ現起スルヲ見テハ、疎トキヲバ恐レ、親シキヲバ歎クト雖モ、先キ立ツハハカナク留マルハ賢キヤウニ思フテ、昨日ハ彼ワザ、今日ハ此事トテ、徒ラニ世間ノ五欲ニホダサレテ、白駒ノカゲ過ギヤスク、羊ノ歩ミ近ク事ヲ知ラズシテ、空シク衣食ノ獄ニツナガレ、徒ラニ名利ノ穴ニ落ち、三途ノ舊ル里ニ歸リ、六道ノ巷ニ輪回センコト、心アラン人、誰カ歎カザラン、誰カ悲マザラン、ト

噫、尊イ哉佛祖ノ慈訓、若シ此自覺ナク反省ナキモノハ、是レ全ク醉ヘルナリ、眠レルナリ、禍ナリ、卑シキナリ、眞乎不幸ノ人ナリ、若シ人無常ノ現起ニ驚クノ時、必滅ノ教訓ニ醒ムルノ時、其處ニ發心向上ノ精神ヲ産ミ、轉迷開悟ノ志願ヲ立テ、必ラズ向上ノ一路ヲ辿リ、出離ノ勝縁ヲ求ムルニ至ラン、又タ其處ニ我等衆生ノ佛性ヲ具ヘテ向上シツ、アルヲ信ジ、同時ニ本佛釋迦牟尼如來ノ大慈大悲ニ感激シテ、渴仰ノ心、恭敬ノ想ヲ生ジ、作々々々之ヲ思

(祭文) 其一
佛ノ教ハ長ヘニ衆生ノ闇ヲ照シ、妙法ノ光ハ諸ノ汚レヲ除キ、清淨ノ樂土ヲ此ニ現ハセリ
本日顯本ノ道場蓮華寺ニ於テ、施餓鬼法要ノ儀式嚴カニ、衆僧勝妙ノ聲ハ天界ニ聞ヘ、我等モ此ニ來リテ供養ノ功德ヲ讚歎シ奉ル、願クバ此善根ニヨリテ涅槃常樂ノ悅ヲ受ケン

南無妙法蓮華經
千時明治四十一年五月二十四日
天童一同ニ代リテ 多田鐵之助謹テ白ス

其 二
謹テ按ズルニ、墓地移轉ノ如キハ、一山一寺ニ取リテハ實ニ重要ノ事柄ニシテ、容易ニ爲シ能ハザルモノナルニ、法林山蓮華寺法主松田宏樂師ハ、能ク利害得失ヲ量リ世ノ機運ニ鑑ミ、法規ヲ遵奉シテ此重要問題ヲ決シ、而シテ本日只今當山道場ニ於テ、各精靈ノ爲メニ改葬供養ノ法會ヲ執行セラル

嗚呼、諸氏ノ精靈、聞ケヨ、諸氏ガ從來安眠シ居レタル墓地ハ、市街ニ列シ不淨ノ濕地ニシテ、墓地トシテハ適當ノ地ニアラズ、然ルニ當山法主ガ艱難辛苦ヲ積ミ而シテ得タルノ墓地ハ、寂靜閑雅ニ富ミ且高燥無染ノ地ナレバ、信ニ精靈諸氏ガ長ヘニ安眠スヘキ淨土ト言フベシ、茲ニ悉ナクモ本宗ノ管長親下及各山ノ高僧數十名臨場シ、盛大ナル法要ヲ營ミ、又名譽アル諸士ノ列場ヲ得タルハ、精靈諸氏無上ノ

ヒ之ヲ思フテ止マラズ、暮レ行ク空ノ雲ノ色ニモ本佛ノ妙相ヲ憧憬ガレ、有明方ノ月ノ光ニモ大慈ノ清光ヲ慕ヒツ、即可決定ノ證ヲ得タル信仰ハ、油然而シテ雲ノ如ク涌キ、滾々トシテ泉ノ如ク竭キザルニ至ラン、斯クテ我等ノ渴仰ノ心ト佛陀ノ慈悲ノ光トハ、相觸レ相結ビ相抱イテ妙覺了因ノ佛種ハ下サレツ、涅槃常樂ノ五果ハ自然ニシテ至ラン、本感應ノ妙教、實ニ斯ノ如キカ、此ノ相觸レ相結ビ相抱ク所ノ、接觸ノ手トナリ、結合ノ綱トナリ、抱合ノ乳房トナレルモノハ、敬次ノ五玄タル名用体宗教ノ南無妙法蓮華經是ナリ、日蓮上人ハ正シク遣使通告ノ人ニシテ本化上行大菩薩ノ再身ナリ、妙經祖判ニ教ヘ玉ヘル本門常住ノ三寶トハ其レ斯ノ如キカ

茲ニ當山墳墓全部ノ改葬ヲ終リ、本日ヲトシテ精靈ノ菩提ニ回向センガ爲ニ莊嚴ナル大法要ヲ修ス、諸精靈ハ何レモ諸行無常ノ風ニ遭フテ、生者必滅ノ理ハリヲ示シ、既ニ業ニ人界ヲ去リタルモノ、然レモ第九菴摩羅識ノ知地ハ、今尙ホ存ス、心眼ヲ開イテ本佛常護ノ大慈ニ感ジ、心口ヲ開イテ醍醐一實ノ法味ヲ味ヒツ、了因ノ佛種ヲ享ケテ涅槃ノ五果ヲ獲、不毀ノ靈山ニ遊ンデ常樂ノ眞月ヲ詠メン、乃至法界平等利益

千時明治四十一年五月二十四日
顯本法華宗管長
總本山妙滿寺現嗣法大僧正日生發首々々

光榮ト言ハザルヲ得ズ
聊カ所感ヲ陳ベ、併テ諸精靈ノ追福ヲ祈ル
明治四十一年五月廿四日
下谷區々會議員 同學務委員長 岩松愛經

其 三
世運ノ進歩ニ伴ヒ、人口増殖比年著シキヲ見ル、從テ都府ノ繁榮、亦驚クニ堪ヘタリ、殊ニ日露戰役以來、我帝國ハ進ンデ世界強國ノ伍班ニ列セルヲ以テ百般ノ事物亦之ニ伴ハザル可カラザルニ至レリ、而シテ我が首府タル東京市ノ体裁ニ於テモ、亦其面目ヲ一新セザル可カラズ

故ニ本市内ノ寺院ニ對シテ墓地移轉ノ命ヲ下サレ、爾來當局者ハ之カ勵行ニ努メラレタリト雖モ、其多數ノ寺院ハ、帝都体面ノ如何ニ變遷スルカヲ知ラザルモノ、如ク、依然トシテ市街ニ存ス、然ルニ當山ノ法主松田宏樂師、能ク此ノ變遷ノ機運ヲ看破シ、百方盡瘁セシ効果空シカラズ、茲ニ改葬ノ完了ヲ見ルニ至レリ、誠ニ社會及本山ノ爲メ登嘉セナル可ケンヤ、茲ニ

本日此盛大ナル法會ヲ執行セラル、ニ際シ、謹テ歡喜ノ意ヲ表シ、併セテ微衷ヲ陳ズ
明治四十一年五月廿四日
其 四
下谷下車坂町々會總代 坂本徳五郎
總ニ當局者、市内ノ寺院並ニ墓地ヲ郡部ニ移轉改葬

セシメンコトヲ計畫シ、期ヲ限リテ之レガ實施ヲ告
示ス、蓮華寺住職松田宏榮師、潜ニ利害得失前後策
ノ研究ヲ積ミ考案ヲ凝シ、腹案成ルニ及ンデ決然日
ヲ期シ檀徒ノ集合ヲ請ヒ、詳々ト成案ヲ説明シテ熱
誠面ニ發ハル、衆其所説ニ感シ事遂ニ決ス、於是乎
師、及檀徒代表者能勢、金子、遠藤ノ三氏、主トシ
テ此任ニ當リ、東奔西走地ヲ異鳴ノ西北築井ニトシ
致々匪勉食ヲ忘レ日夜其工ヲ督ス、宏榮師偶之ガ爲
騰ヲ患フ、然レドモ更ニ之ヲ顧ミズ、一意専心其工
事ノ進捗ヲ企圖シ、遂ニ改葬移轉ノ完成ヲ告グ、嗚
呼其功其勞、筆紙ノ能ク盡ス所ニアラズ、抑モ此地
タルヤ、高燥ニシテ清淨、紅塵飄ラズ樹木鬱葱トシ
テ幽邃ヲ極メ、自ラ市井ノ境ト起テ異ニシ、眞ノ精
靈ノ眠スベキ樂土タリ、茲ニ本日ヲ以テ紀念塔ヲ建
テ、管長ノ臨場ヲ仰ギ、貴賓ノ來會ヲ辱フシ、招魂
ノ式ヲ行ヒ、一大供養ヲ施ナル、我輩檀徒タルモノ
何ノ歡カ之ニ加ヘン、聊カ蕪辞ヲ陳ジ、此盛典ニ報
クト云爾

明治四十一年五月廿四日

蓮華寺檀家總代 芹澤鎮平再拜

●久我默宗師の遷化 本年二月中第十四教區綾部了圓
寺へ榮轉を命せられたる第一教區品川眞了院前住久我
默宗師は、赴任前不幸にして發病せられたる處五月六
日安然として遷化せらる、世壽六十五、師は元曹洞宗

に於て永平寺住持職に列し大和尚禪師の位を履みたる
人なるが、本宗の教義に感じて去る明治三十三年拾邪
歸正せられ、爾來眞了院を蓋し寺門の經營と教導感化
に盡され、近來教學財團事業には三等功勞章を授與せ
らるべき好成績を擧げられ、又前記の如く綾部了圓寺
に榮轉せらるゝ身なりしに、忽然逝去せられしは誠に
惜むべきなり、全師の葬儀は五月八日午後一時半より
本坊妙國寺本堂に於て最も嚴肅に執行せらる、當日は
本多大僧正親下を大導師とし今成僧正、鈴木權僧正を
始め品川寺院笹川、吉田、伊保内、有田、高木等の諸師
並に法縁田井、吉田(義孝)及び井村、梶木等の諸師參
會せられ、今成僧正は左の誦誦文を朗讀せらる、全院
檀家代表者の弔辭をも併せて掲げん

誦誦 一章

勸請シ上ル南無本門常住之三寶、來臨影向知見照覽
方ニ今葬送スル所ノ本住院默宗日證大德ハ、播州加
西ノ人、弘化三年ヲ以テ生ル、年甫テ十二、書寫山
ノ丈室ニ遊ビ、後チ加西ノ正禪寺ニ投ズ、採果汲水
專心道ヲ求メ、腰石春米悟道見性ニ勤ム、年十九郡
ノ常泉寺住職トナル、已ニシテ擢ンデテレテ曹洞ノ
本山越前永平寺ノ住持職ニ加ヘラレ、大和尚禪師ノ
位ヲ履ム、時ニ慶應元年春四月、師年廿二ナリ、永
平寺ヨリ師ヲ招聘セル殊アリ曰ク

永平地靈 神丹天童之勝槩
吉祥峰秀 日域曹洞之本山

古佛開化場 諸師瑞世處

惟新命默宗和尚 龍驤殿席
船舩年深 霜露果熟 備嘗艱辛

會領半座雄職 既繼宗燈
頃董一方招提 高據笏室

舊鉢囊掛著於壁上
破草鞋拋向干潮邊

勸請致降 正好致三呼祝
祖恩斯重 切須拈一瓣香

臨疏不勝杼杼之至

道元 花押 見住 臥雲 花押

慶應元年乙丑 四月廿三日

請疏 常泉寺默宗和尚

師永平寺住持ノ職ヲ承ケ禁中ニ參賀ス、茲ニ於テ乎
朝廷令ヲ下ダス、薄墨ノ繪旨即チ之レナリ、其文ニ

永平寺住持職事
應 勸請宣奉祈

國家安全 寶祚長久
者依

天氣執達如件

慶應元年五月十一日 後政押
左少辨

常泉寺默宗和尚禪室

カクテ王政維新ノ代トナリ百政更始ノ時ニ方リ、師
ハ兵庫縣下公立學校教員トシテ傍ラ育英ノ任ニ膺ル
明治十年四月官師ヲ補シテ權調導トス、同廿五年六
月懇請セラレテ郡ノ正禪寺ヲ董ス、師居常精勵大藏
經ヲ播キ深ク教觀ノ奧旨ヲ探ル、偶々大藏ノ中ニ我
日蓮聖人ノ遺文ヲ録セルアリ、師見テ初メテ之レヲ
奇トシ熟讀翫味スル毎ニ心大ニ動ク、時ニ本宗ニ於
テ格言問題ノ運動起リ、ソノ活動ノ力ハ遂ニ師ノ意
ヲ決セシム、師慨然トシテ捨邪歸正シ、輒チ我が本
多日生師ノ會下ニ投ス、仍テ歸入試驗ノ上少學統ニ
補セラレ、時ニ明治三十三年二月、師實ニ五十七
歳ナリ、同年六月品川町眞了院住職ニ任ゼラレ、爾
來庫裡ノ修營功成リテ明治三十六年一月中學統ニ進
ミ、同年三月高等宗學院ヲ修了シ、近年教學財團ノ
勸募ニ盡力シテ好成績ヲ現ハシ、功勞章ヲ受ケル資
格ト二階昇級ノ功績ト有シ、本年二月特撰ニ依リ
高等寺院タル綾部了圓寺住職ニ榮轉ヲ命セラル、面
シテソノ赴任ニ先クテ不幸ニシテ病ヲ發ス、師自カ
ラ起ツ能ハザルヲ覺リ切ニ臨終正念ヲ祈ル、管長日
生親下其病室ニ到ラレ大本尊ノ御前ニ修法セラレテ
、アル間ニ、ソノ唱題聲裡ニ安然法説ニ滿チテ遷化
ヲ示ス、世壽實ニ六十五ニシテ法蘭五十四年ナリ、
嗚呼惜ム可キ哉、サレド師ハ初メ曹洞ニ在ツテ大和
尚禪師トシテ本山永平寺加歷ノ榮位ヲ占メタルニ、

晩年ニ至リ眞乎豁然大悟シテ之レヲ抛ツコト弊履ノ如ク、纔然捨邪歸正シテ本化ノ沙門トナリ、本佛釋迦牟尼世尊ノ正統ヲ承ケ諱ヲトシテ教導ニ力ヲ致セリ、嗚呼偉ナル哉、名聞利養ヲ事トスル現代ニ在テ大徳ノ如キハ、蓋シ稀有ノ求道者傳道者ト稱スルモ決シテ溢美ニアラス、思フニ大徳ノ靈今マ斯ノ言ヲ聞カバ、定ンテ破顔微笑シテ大法悦ニ住センカ仰願クハ佛祖三寶照知照鑑シテ願證菩提ノ加被アラセ玉ヘ

維時明治四十一年五月八日 僧正 日 誓

申 辭

維時明治四十一年五月六日當山第三十七世本住院日證上人遷化セラル
 情上人ノ事蹟ヲ案ズルニ、上人ハ去ル明治三十三年六月當山就職以來、寺門ノ經營ト教導ニ力ヲ盡サレ、殊ニ曹洞宗大本山永平寺住持職ト大和尚禪師ノ榮位トヲ拋ツテ本宗ニ歸入セラル、當山ノ如キハ一小寺院トシテ職トシテ能ク法務ニ勉メラレタルコトハ誠ニ感謝ノ至ニ堪ヘス、今不幸遷化セラル、嗚呼惜ムベキ哉、茲ニ本日葬儀ニ方リ、管長大僧正日生上人親下ノ台臨ヲ仰ギ、虔テ上人ノ遺徳ヲ感謝シ奉ル

明治四十一年五月八日

眞了院檀家代表 山田豊次郎 敬白

因に故久我師は功勞に依り特に僧階二級を進めて本月二日大學統を贈られたり

●小笠原島通信 東京府下小笠原父島大村假法華寺々

弘通致居候、實に寸隙たも得ず候間次便詳細御報進、本年中に一度宗門として本多上人の御來島を御願申度、云云(四月十七日)

●飯田本興寺の近況 第一教區相模國鎌倉郡中和田村上飯田本興寺は開山創立の靈刹なるが、前任中村師辭職に付本年二月下旬後任として第三教區來光寺住職僧都萩原啓門師榮轉を命せられ、即ち三月五日午前々住今成僧正、法縁山根權僧正等特に師の晋山式に列席せられ、爾後萩原師は從來銷沈せる全地方の教勢挽回に努められ、毎月八日、廿八日自坊に説教を開き、四月十六日には日露役殉難者追弔法會を嚴修、五月五日には道路布敷を開始せられたりといふ、今追弔法會等の狀報を得たれば左に摘載せん

四月十六日本興寺に於て日露役戰病死者追弔法會を執行せらる連日の細雨も幸に晴れて當日參會する者五百餘名、午前十一時式を初め音樂隊が悲みの曲を吹奏する内に導師萩原僧都僧衆を率ひて昇堂、嚴肅なる修法あり、導師の弔文に次て、村長代理三橋金太郎氏の弔辭、檀家代表總代石井庄太郎氏、題目講中代表遠藤幸助氏の各弔文、戰病死者遺族代表保田太市氏答辭あり、順次焼香を終り奏樂の内に退座、時に午後四時半、夫より山内に大寶塔を樹立し供養を終り役場員並に遺族等は特に庫裡に請じ他は本堂に於て夫々酒飯を饗し叮嚀にこの大法要を完了しぬ (澤田生報)

る本宗正教師池澤快整師より社員の許へ報せられたる通信を左に摘載せん

本月(四月)五日横濱出帆、今回は航海甚だ悪しく十四日本島着—本島父島と稱するは、戸數七百人人口五千餘、島廳、裁判所、一等郵便局、警察署、監獄、測候所、銀行、水産會社、物産會社、其他合資會社數多あり、常に官吏と商人とを以て充滿—港は二見港と稱して南洋航海の船六七艘は常にはいり—その盛なる事は内地人の想像の外に御座候、人物は中以上の者随分有之、行政、教育其の他總ての進歩發達は、内地の東京とかはり無之、島人日常の生活は非常に進み居候、宗教界もなか—盛にして、耶蘇新舊兩派、聖教、救世軍等各方面に活動致居候、佛教としては、眞宗あるのみ、これも昨年十二月二名の布教師來島、住職と一致の歩調をとり活運動開始、島民の宗教を類別せば、商人は眞宗、官吏側、學校職員は大抵耶教にして、毎日午前午後各各信する會堂に集り英語の研究と聖書講演等一日も缺かさず—教會は三派三ヶ所にあり、眞宗は三十年前建築の寺院にして随分立派に出來居候—小生微力随分困難の邊も有之、されど生には生の確信あり、飽迄日蓮聖祖の御主義を主張し、佛陀の加被力を仰ぎ奉り、信ずる所の正義を以て彼等あはれむべき魔軍を教化し近き將來に日宗旗を掲ぐるの大勇氣充溢致居候間御喜被下度候、寺院も新設に相成候間歸島後日夜隨力

去る五月五日は節句のこと連一般休日なれば、この好機を利用せんとて有志者と謀りて、萩原僧都は、玄題旗を押立て藤澤、八王子間の縣道に沿へる高座郡澁谷村櫻株といへるに信徒江戸川網吉宅前に於て演壇を築き、茲に道路布敷を開始せり

澤田 義空 君
 萩原 啓門 師

●千葉縣聯合布教師會 本宗第二教區乃至九教區に於ける布教師諸師は、各教區の傳道布敷に聯絡を通ずる目的を以て、聯合布教師會を組織し、本月十一日ととし、第六教區大綱町通照寺本堂を式場とし、その發會式を舉行せり、今その概況を報せば、當日縣下八ヶ教區の布教師並に管事二十餘名悉く出席し、午後一時より全會主任中村乾信師可會の下に、發會式奉告の法要を修し、式了て直ちに演說會を開く、十餘名の布教師各二十分間の時限を期して各熱烈なる演說あり、農繁の時期なるにも拘はらず、町村長、縣會議員等有力者多數の聽衆ありて、極めて盛會なりき、尙ほ不日全會發展の一步として第二教區寺院聯合し、千葉町衆樂館に於て大傳道會を開催する由、發會式に於ける演題等

右の演題にて午後三時より二時間餘熱誠を込めて或は鄭重に經釋を引證し佛教は法華經に統一せらるべき旨を詳々講説せられたれば、聽衆は統一の必要を感じ法華經の尊きことを認め法悦に住して各自發會せしは午後六時なりき(愛宗生)

は左の如し

開會の詩
 龍樹論
 正 信
 時代傳説
 三力合成
 即身成佛論
 慰安は宗教の第一歩也
 人生の最上目的
 日蓮上人ノ慈悲
 新人行世間義談生園
 宗門の工木要案
 即身成佛に付て
 聯合布教に付て
 開會の詩

會主 中村乾信
 中村乾信
 今井日香
 森川日修
 夏目智賢
 金沢教隆
 成島泰行
 廣部乾山
 光本會龍
 小竹會雄
 渡邊乾航
 木村乾中
 森川會殿
 中村乾信

●本納教信 卯月廿八日千葉縣本納町蓮福寺に於て、宗教的一大活動を試みらる、先づ準備員長白鳥開安師を始め伊藤寛隆、内田專學、秋葉純一、鈴木存懐、高嶋山貴の諸師は數日前より百方斡旋し、當日は朝來の好天氣にて遠近より來聴せしもの數百人、定刻前に最早や蓮福寺のさしも廣き本堂も立錐の餘地なく集ひ來り、僧員には成島泰行、秋葉日度、森川會殿、神田日兆、倉上禮榮、小竹俊雄、富田廣演の諸師、支學林よりは教授木村乾中師生徒數十名を率ひて來會せらる、定刻に至り齊藤住職の代理として木村師導師となり、嚴肅なる本化別頭大法要を修し、終りて本堂に於ては演説會を開き秋葉純一、成嶋泰行、木村乾中の諸師順

次登場出演し、一方には秋葉日度師が支學林生徒一同を引率して道路布教團と云へる旗を押立て盛に道路演説を爲し、又施本傳道としては伊藤倉上の二師其の任に當り「建立の巻」と云へる小冊子を一部宛聴衆に頒ちたり、此の舉は實に近來稀有の盛會にてこの一日の梵行は數百人の聴衆に偉大なる感化を與へたりと信ず(見開生)

●萱野正法寺の開張供養 千葉縣山武郡瑞穂村萱野正法寺にては今回諸尊の塗替をなし須彌壇を改築し本月十日其の入佛開眼供養を執行せられたり、當日は午前十時より嚴肅なる法要を修し、終りて住職秋葉純一師の説教あり、午後三時より小高日唱師を始め各出席僧員の演説あり、地方に稀有の人数にて盛況を極めたり(五月、參詣者報)

●綾部通信 一、願本婦人會春期大會 五月三日午前十時了了圓寺に於て祈禱會を行ひ、午後一時其式を擧ぐ、先づ佛前に於て婦人會幹事の祝辭朗讀、及び墨熊玄師の報告あり、次て宗歌吹奏の下に、京都大覺青年會員銀井乾升、鈴木孝碩兩師の婦人に關する講話あり、午後三時式全く終つて餘興に移る、青年會員堀壽之助君の講談落語、婦人會員の活人畫、バイウァー、琴の合奏、少女の唱歌、少女の遊戯、福引等にて午後六時半散會、當日は晴天にて會員七十余名の外、愛國婦人會幹事を始め全可有力の婦人連、其他參列するもの三百余名、頗る盛會なりき、終りに當日の世話役

なりし堀壽之助、大島利吉、大隈助二郎、墨照玄、小室とし枝等の諸子に謝す

二、宗祖一代記幻燈講演會 京都大覺青年會幹事銀井鈴木の兩師來綾を機として、四日午後六時より青年會の主催にて了了圓寺本堂に於て幻燈講演會を開く、當夜の開會前よりドン／＼參聽者あり、午後七時全く滿堂、其より銀井、鈴木兩師は墨師の紹介にて映畫に付交々熱心なる講話あり、聴衆は隨喜聽して大に信仰を増進したるもの如し、最後には面白き蓄音器の吹奏ありて解散を告ぐ時正に十時半

三、辻説法 五日午後六時より兼て用意せし綾部佛教青年會の高張提灯を押立て銀井、鈴木、墨の諸師を始め會員岩井廣吉君等十數名一團となり、當町の要所要所に於て辻説法を開く、辻説法は當地未曾有の事として各宗の僧俗は其活動に驚き、到る所聴衆路上に充滿し、いづれも我會員の勇氣と熱心とに敬服せり

尙當夜は總選舉前の事として、警察は特に角福巡查を派して最後まで保護せられたり(遠坂龍一 諒報)

●金澤教信(川崎以雲報) 道友紀野俊雅師が金澤に於ける活動は、曾て耳にしたる處なりしが、今回佐渡の靈跡遍歴の歸途、金澤に立寄り見聞せる事項を報せば一、凶漢要撃 單稱派僧侶信徒は、紀野師が射たる革新的の矢に傷手を負ひ、諸所に集會の上、或は對抗演説を開くべきか、或は問答に行くべきかと紛議中なりしが、夫れかあらぬが四月十三日夜十二時、轄中二凶漢

現はれ、紀野師を要撃したりしが、佛天の加護深かりしと見へ師は僅かの負傷にて事済み、凶漢は却つて還着於本人の大負傷を負ひたる由、憐れ暗夜ならては仕事の出來ざる日影者よ、如日月光能除諸幽冥の塗文を如何に拜するぞや

二、未開未見の質疑者 神戸市池田徳太郎と云へる人より、革新問題に就て紀野師宛數十回の質疑書を送り來りし由、未開未見の遠路の、求法者を見るにつけ、今日の僧輩の情眼が憐なる

三、本妙法華宗の頑迷 紀野師が革新の聲を擧ぐるや、本妙宗の釋眞誓師は、奮然呼應して自坊本尊の難乱を改め、且つ相提携して自宗内の革新を促し、進んで金澤五十余の日宗寺院に對し正義の叫をなすや、本妙宗の宗務當局者は、遂に宗門を惑亂する者として釋師の慈雲寺住職を免じたりと、子が誠の道を踏めるを、親が差留むるとは、さても面白き現象にあらずや

四、大演説會 本宗金澤教區寺院と、本妙宗釋師等提携の下に、五月廿四日日本宗本長寺に於て、松島艦追弔法會を愛て大演説會を催すこととなり、予等佐渡巡歴の一行これに加はり、即ち野口僧正を大導師として追弔會を修し、全師の追悼文、紀野師の弔詞、金澤師團の代表者の燒香等あり、次て午後二時より演説會に移り、餘興として池田氏の薩摩琵琶數曲あり、聴衆四百餘人及學生最も多く頗る盛會なりき、其演題等は

紀野俊雅

合理的信仰
 革新の事業に誰が責任を
 國家的宗教
 興國の宗教
 金澤教團の革命に従事せらるゝ諸師よ、庶希は今後
 益健闘を續けて、當初の目的を成就せられんことを
 祈る

●訂正 前號所載、大學林同窓會規則中、誤脱の點
 左に訂正す
 第五條第一項第一號「學期ノ終」とあるは「學年ノ
 始」の誤
 第六條第三項、「各ソ」の下に「ノ事務ヲ」の三字を
 脱す

教學財團公告

教學財團基金寄附申込表(第二十回) 品川支 所取扱

神奈川縣橋本郡大綱村本長寺檀家
 金貳拾圓 橫溝甚兵衛 金拾五圓 鈴木 寅藏
 金拾圓 池谷仁三郎 金拾圓 池谷 つな
 金壹圓 千葉縣市原郡濕津村本泰寺檀家 中村庄三郎
 全縣千葉郡椎名村常福寺檀家
 金拾五圓 山田 順治 金拾圓 金子市太郎
 金拾圓 古川 豊吉 金五圓 古川福治郎

金五圓 國吉清左衛門 金四圓 野崎謹之助
 金四圓 田中重治郎 全 布施勘治郎
 金三圓五十錢 山田吉次郎 金三圓 國吉菊太郎
 金二圓五十錢 前田角右衛門 金二圓 山田 庄吉
 金一圓五十錢 野崎 新助 金一圓五十錢 野崎 省作
 全 前田 清藏 全 三枝清太郎
 全 田中 贖藏 金一圓 布施音治郎
 金一圓 高梨森治郎 全 秋葉三之助
 全 大野 定吉 全 國吉政五郎
 全 古川勸治郎 全 前田 友吉
 全 國吉 平八 全 古川 長吉
 全 前田三五郎 全 山田 三郎
 全 高梨 金藏 全 増田石太郎
 金三圓 全縣長生郡豐田村寶泉寺檀家 松本 薫
 金貳圓 全 全 稻子 よし
 全 市原郡内田村本傳寺檀家 金一圓(即) 御園安太郎
 金貳圓 近藤乙次郎 金一圓(即) 御園 市平
 金五十錢 御園 友吉 金五十錢 檀 家 中
 金十圓 千葉縣長生郡二宮本郷村寶相寺
 全縣全郡長柄村廣福寺檀家
 金二十圓 木島 茂雄 金十圓 高吉加平二
 金十圓 石倉 定吉 全 川崎久五郎
 全 山崎 伊助 金五圓 高吉佐一郎
 金三圓 木島繁三郎 金三圓 高吉倉之助
 金二圓五十錢 小野 米吉 金二圓 高橋五郎吉

金二圓 加藤 茂吉 全 木島 勇吉
 金一圓五十錢 安藤 長松 金一圓 高吉勤之助
 全 大和久常吉 全 高吉 繁藏
 全 山崎 安藏 全 小野 倉吉
 全 安藤 榮藏 全 高吉庄太郎
 全 山崎重太郎 金五十錢 加藤 金藏
 全 齊藤 綠藏 全 小野 新作
 全 小野卯之吉 全 木島吉二郎
 全縣全郡關村本法寺檀家(三)
 金五十錢(即) 片岡 爲吉 金五十錢(上全) 片岡幸三郎
 金一圓 古山龜之助 金五十錢 齊藤 堅次
 金五十錢 大塚 兼吉 全 齊藤勇治郎
 全 河野孫太郎 全 齊藤千代助
 全 齊藤喜太郎 金一圓 牧野源兵衛
 全縣全郡全村東光寺檀家(二) 高山與左衛門
 金五圓 大多和忠右衛門 金五十錢
 全縣全郡新治村安立寺檀家(二) 佐久間徳藏
 金二圓 大谷徳次郎 金三圓 秋葉善次郎
 金二圓 秋葉藏之助 金二圓 石渡 周二
 金四圓 全縣全郡土氣本郷町善勝寺檀家 秋葉重太郎
 金一圓 全 井村 恂也
 金四百圓 全縣山武郡大和村本福寺兼任 平賀藤次郎
 全縣全郡丘山村東成寺檀家 金五圓 清宮 欽次
 金貳拾圓 清宮 篤 全 清宮 欽次
 金五圓 鶴岡源三郎 全 清宮 欽次

金三圓 平賀安太郎 金三圓 鶴岡磯太郎
 全 平賀 平吉 金二圓 鶴岡 秀吉
 全 平賀 平吉 全 清宮榮太郎
 金二圓 平賀 平吉 全 平賀佐平
 金一圓五十錢 平賀 平吉 金一圓 杉山 大吉
 全 清宮友太郎 金一圓 清宮 九吉
 全 清宮徳太郎 全 清宮 九吉
 全 清宮喜太郎 全 小川 豊吉
 全 平賀 兼吉 全 小川 豊吉
 全縣全郡全村興善寺檀家
 金二十圓 樺本 信 金十二圓 金坂 琢磨
 金八圓 安川邦次郎 金五圓 松崎 かつ
 金五圓 樺本徳次郎 全 樺本 芳藏
 全 樺本 覺藏 全 樺本 甚吉
 全 字佐美淺次郎 全 山本 榮藏
 全 安川 秀司 金三圓 山本 榮藏
 金二圓 金坂重太郎 金二圓 金坂 榮吉
 金一圓五十錢 小川傳之助 金一圓五十錢 安井建治郎
 金一圓 金坂藏之助 金一圓 橋本丑之助
 全 山岡 常吉 全 永野庄之助
 全 飯島 留吉 全 鈴木常次郎
 全 金坂幸之助 全 荒井喜十郎
 全 鈴木 勝藏 全 金坂 善吉
 金十六圓 千葉縣山武郡豐成村妙本寺檀家 土屋 重造
 金五圓 土屋 吉雄 金六圓 秋葉 玄隆
 中村作次郎 金五圓

六十錢宛 佐々木佐平 國本イナ 金五十錢宛 増山
アヲ 高濱寅熊 三崎米吉 福岡傳八 三崎峰桃 森
本長吉 齊木繁市 三好鹿藏 金四十錢宛 三島徳藏
田村吉藏 金二十錢 三崎三吉

久留米市本泰寺檀家(二)

金二圓宛(住) 吉塚通榮 (二)橋本市二 針貝菊五郎
鶴松次郎 佐藤元吉 平岡藤助 全保太郎 針貝三郎
全ユキ 井上ナカ 金口龜次郎 田中留造 堀田吉次
郎 新里榮次郎 金一圓宛 兒玉ヤス 奥津喜久吉
山田清左衛門 田隈キク 金五十錢宛 田隈卯一 同
シマ 田中セキ 全文次郎 柴山喜次郎 金五圓(即)
中島ヲイ

金八圓 京都市千本五辻壽量寺檀家

金四圓(二)千葉縣山武郡小中覺行寺住職 入江治三郎
金六圓 金澤市桃島町本光寺 吉田 俊學
金二圓四十錢 靜岡縣二川町妙泉寺住職 檀家 中
金三圓三十錢(二)全縣 全町 全寺 檀家 中

岡山縣津山町本蓮寺檀家(十七)

金二十錢宛(十七)安藤幸成 服部金五郎 宮崎賢治郎
妹尾爲吉

全縣全町全寺檀家(十八)

金二圓(二)牧尾良兵衛 金二十錢宛(十八)安藤幸成
服部金五郎 宮崎賢治郎 妹尾爲吉
金一圓宛(三)京都市上京區榎木町 吉澤嘉三郎 桑原
秀次郎 高島世之助 宮崎力三郎 塚本儀助 鶴野

代吉 金二十錢 望月彦作 金十五錢宛 望月徳藏
宇佐美久太郎 蓮池福太郎 金十錢宛 宇佐美米吉
蓮池米藏 松下金太郎 中島幸平 佐野文吉 篠原定
兵衛 蓮池啓藏 佐野熊太郎 松下幸作 小澤茂三郎
松下彌十 同吉松 宇佐美乙吉 金一圓 天野傳作
金五十錢宛 宇佐美房松 佐野戸三郎 金三十錢宛
田中金作 佐野萬吉 天野貞治 吉田鐵右衛門 宇佐
美長吉 金二十錢宛 佐野平十 田中弘一 金十五錢
宛 佐野彦七 宇佐美佐十 吉田幸作 蓮池長五郎 金
十錢宛 杉山茂作 佐野吉之丞 全常吉 宇佐美熊十
望月長作 佐野馬吉 全安吉 全喜右衛門 全喜三郎
小林清作 宇佐美助次右衛門 天野幸作 吉田濱太郎
安藤正吉 宇佐美忠次郎 小林惣吉 金十五錢 田中
宇左衛門 金六錢 佐野丑松 金五十錢宛 宇佐美台
吉 同幸作 金十錢宛 鈴木國太郎 風岡助右衛門
宇佐美宗太郎 小川長七 朝比奈九吉 望月文作 宇
佐美市藏 金六錢宛 望月喜十 小澤源太郎 小林常
兵衛 朝比奈庄次郎 齊藤房吉 蓮池常次郎 佐野延
太郎 田中佐十 天野和吉 小林和助 宇佐美治作
金三錢 鈴木もと 金一圓宛 田中秀穂 全貞吉 金
五十錢宛 白井多作 全竹次郎 全百太郎 全繁太郎
金三十錢 田中龜太郎 金二十五錢宛 深澤由太郎
全龜十 吉田豊太郎 金二十錢宛 田中市松 鹽川久
太郎 田中連作 白井治平 金十五錢 深澤茂作 金

田彦太郎 下桐清三郎 内堀彦七 千代間政次郎
岸上安之助 小西徳兵衛

岡山縣勝田郡吉ヶ原本經寺檀家(二)

金拾圓 島越菊一 金六圓 中村孝利 金參圓(住) 高
田日鶴

金貳圓四十錢宛 柴原利平治 尾島吉次

金貳圓宛 中村政治 中村良平 岡上文吉 星賀藤治
郎 波賀和左衛門 福田恒四郎 根岸長治郎 西村淺
治郎 根岸増次郎 星賀照四郎
金四圓四十八錢 中村龍五郎 中村彦藏外廿七名
金四圓十錢四厘 妹尾順治 島越増治郎外十七名
金一圓四十五錢六厘 中村孝太郎 中村音造外十二名
金三圓廿四錢 妹尾孫宗 和田啓次外十三名
金二圓十六錢 福田多吉外八名

金一圓九十四錢四厘 滿藤直吉外七名

金一圓〇八錢 妹尾六治郎外四名

金六圓廿錢 柴原光治郎 尾島嘉十郎 妹尾春治郎

秋山松藏 江見發藏 池源次郎外吉ヶ原一同

金六十四錢八厘 日笠友治外三名

金六十四錢八厘 村上彦市外二名

金六十四錢八厘 福田長平外三名

金三十七錢二厘 水田政藏外一名

金二圓廿四錢 森玉城外二名

靜岡縣北松野妙松寺檀家(二)

金一圓 佐野龜作 金三十錢宛 望月由太郎 沼田千

十錢宛 深澤彌十 全梅吉 石川米吉 石川梅吉 同
千代吉 天野角吉 久保田繁太郎 石川惣七 金七錢
五厘 鹽川作吉 金六錢宛 石川源吉 朝比奈富太郎
鹽川徳藏 宇佐美傳四郎 全國三郎 田中平治郎 西
海増次 天野菊太郎 吉田喜作 田ノ下藤吉 望月米
吉 丸山龜太郎 金一圓宛 小川友次郎 宇佐美千代
吉 金五十錢宛 小川京作 全源十 金二十五錢宛
石川徳太郎 朝比奈吉太郎 全松藏 金二十錢宛 深
澤廣吉 渡邊彦太郎 金十五錢宛 望月國太郎 小川
幾太郎 木内清作 全郷三郎 大島鐵太郎 高岡幸作
全松次郎 石川吉太郎 全運作 小川喜一 金十錢宛
小川國太郎 宇佐美角次郎 朝比奈伊三郎 杉原源
七 渡邊與作 佐野次郎作 金六錢宛 錦織もん 河
原虎吉 全源吉 深澤種藏 小川安太郎 天野梅吉
朝比奈友吉 全豐吉 長田濱吉 木内純作 望月國藏
全重吉 全榮治郎 石川兼吉 小川清作 望月猪作
佐野善助 天野茂十 佐野七兵衛 金三錢宛 高岡さ
み 宇佐美源吉 石川松次郎 天野米吉 高岡久作
金十圓(元)千葉縣長生郡二宮本郷村 實相寺檀家中
金五十圓 全縣全郡全村 如意輪寺 檀家中
金四圓(二) 全縣全郡長柄村妙興寺 檀家中
金二圓(一) 全縣全郡 滿藏寺内 大川 イチ
全縣市原郡内田村本傳寺檀家
金一圓(即)御園安太郎 金四十錢宛 近藤乙次郎 常
澄傳次郎 金十錢宛 御園市平 同友吉

明治四十一年前半年今

盛岡顯心會



明治三十一年二月廿四日 第三種郵便物認可 (毎月一回)

統一

第百六十一號